

武蔵野市第2期国民健康保険データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定

1 策定の趣旨

本市においては、平成29年3月に「武蔵野市国民健康保険データヘルス計画（平成29年度～令和5年度）」を策定し、被保険者の健康増進や生活習慣病の発症予防及び重症化予防等を推進してきた。平成30年度を始期とする「第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画」の策定にあたり、より効率的・効果的に事業の実施及び評価を行うことができるよう、データヘルス計画を見直し両計画の一体化を図った（令和30年度～令和5年度）。さらに計画の中間年度である令和2年度には中間評価を実施した。現行計画が令和5年度末をもって計画期間の終了を迎えるため、事業の最終的な評価、医療費分析及び課題抽出を行い、今後の新たな方向性を示す。

2 計画の概要

名称	本計画		健康増進計画
	データヘルス計画	特定健康診査等実施計画	
法律等	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	高齢者の医療の確保に関する法律第19条	健康増進法第8条第2項
基本的な考え方 ・ 主な内容	<p>◆被保険者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を展開し、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を支援する。</p> <p>◆特定健康診査及びレセプトデータを活用した地域の特徴及び分析並びに保健事業の実施及び評価</p>	<p>◆生活習慣病の予防対策を進め、被保険者の生活の質の維持及び向上を図りながら、医療費の伸びを抑制する。</p> <p>◆特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法等</p>	市民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な身体機能の維持及び向上を目指す。
対象者	国民健康保険被保険者 0～74歳	国民健康保険被保険者 40～74歳	全ての市民
実施主体	保険者（努力義務）	保険者（義務）	市町村（努力義務）
計画期間	現行	平成29～令和5年度 （第1期）	平成30～令和5年度 （第4期）
	次期	令和6～令和11年度（6か年）	

3 策定の工程

7月27日(木)	第1回運営協議会「策定の趣旨等の確認」
8～9月	被保険者アンケートの実施
11月29日(水)	第4回運営協議会「データヘルス計画等策定案の諮問・採択」
12月	市議会行政報告 市医師会・歯科医師会・薬剤師会意見聴取
1月30日(火)	第5回運営協議会「継続審議・採択」
3月	完成・公表
令和6年度以降	既存事業の改善・再編・継続実施、新規事業の検討

4 策定内容の概要

第1章	計画の概要
	1 計画の趣旨
	2 本書の基本的事項
第2章	「武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画」 の実施状況と最終評価
	1 個別保健事業ごとの実施状況と最終評価
	2 計画全体の達成状況
	3 最終評価まとめ
第3章	データから見る武蔵野市
	1 武蔵野市の概況
	2 国民健康保険被保険者の概況
	3 医療保険（医療費）データに見る武蔵野市の概況
	4 特定健康診査（健診）データに見る武蔵野市の概況
	5 高齢者のデータに見る武蔵野市の概況
	6 その他
	7 データ分析結果のまとめ
第4章	健康課題と対策の方向性
	1 分析結果から捉えられた健康課題
	2 健康課題の解決に向けた対策の方向性
	3 対策で目指す計画全体の目的
第5章	実施計画
	1 計画全体の目的・目標
	2 個別保健事業の計画
	3 特定健康診査等実施計画
第6章	本計画を実行するためのその他事項
	1 中間評価と見直し
	2 公表・周知
	3 個人情報保護
	4 地域包括ケアの推進と取組

5 個別保健事業の検討

現行計画に基づき実施している既存事業については、現行計画期間における最終評価を行い、医療費分析等を踏まえて課題を整理し、必要に応じて事業の改善策や再編等を検討する。新たな課題に対しては、次期計画に基づき実施すべき新規事業を検討し、関係機関と調整を図り進めていく。

6 その他

1) 国及び都の策定手引き等

計画の策定に当たっては、現在全国的に標準化が進められており、事業内容・評価指標・評価方法等が詳細に規定された国・都の手引きに則り構成することと、規定に沿った計画を都に提出することが求められている。また、計画に基づく事業実施が交付金等の要件である。

2) 武蔵野市健康福祉施策に関するその他の計画改定

令和5年度は健康福祉総合計画・地域福祉計画をはじめとする健康福祉施策に関する計画の改定を行っており、これらの個別計画と相互に連携を図る。